

筑前町告示第91号

筑前町農業振興対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月7日

筑前町長 田頭喜久己



筑前町農業振興対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

筑前町農業振興対策事業費補助金交付要綱（令和7年筑前町告示第107号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改 正 後		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事業名	事業実施主体	事業名	事業実施主体
1 水田農業担い手 機械導入支援事業	集落営農組織、農地所有適格法人又は認定農業者。ただし、 地域計画の目標地図 に位置付けられた経営体で、かつ農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組むものとする。 中山間地域において地域計画の目標地図に位置付けられた中心経営体 種子生産団体	1 水田農業担い手 機械導入支援事業	集落営農組織、農地所有適格法人又は認定農業者。ただし、 <u>地域水田農業ビジョン</u> 又は <u>地域計画の目標地図</u> に位置付けられた経営体で、かつ農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組むものとする。 中山間地域において地域計画の目標地図に位置付けられた中心経営体 種子生産団体
3 水田農業DX推	集落営農組織、農地所有適格法人又	3 水田農業DX推	集落営農組織、農地所有適格法人又

進事業	は認定農業者。ただし、_____
	_____地域計画の目標地図に位置付けられた経営体で、かつ農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組むものとする。
	中山間地域において地域計画の目標地図に位置付けられた中心経営体 営農集団

進事業	は認定農業者。ただし、 <u>地域水田農業ビジョン</u> 又は <u>地域計画の目標地図</u> に位置付けられた経営体で、かつ農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組むものとする。
	中山間地域において地域計画の目標地図に位置付けられた中心経営体
	営農集団

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。